

# 全救協

## 全国救護施設協議会

発行人 ● 森 好明 編集人 ● 後藤敏秀  
 発行 ● 全国救護施設協議会  
 〒100-8980  
 東京都千代田区霞が関3-3-2  
 新霞が関ビル 全国社会福祉協議会・障害福祉部内  
 Tel.03-3581-6502  
 Fax.03-3581-2428  
 http://www.zenkyukyo.gr.jp

2009  
No. 130

特集

## 2p 罪を犯した支援を要する障害者に、 救護施設は何ができるか

特集

### 2p 罪を犯した支援を要する障害者に、 救護施設は何ができるか

動向

### 7p 制度改革関係情報

- 平成21年度予算案の概要
- 全国厚生労働関係部局長会議開催される
- 社会・援護局関係主管課長会議、生活保護関係全国係長会議開催される

ブロックだより

### 13p 北陸中部地区救護施設協議会 中国四国地区救護施設協議会

NEWS MEMORY

### 16p 活動日誌〔平成21年1月～3月〕

## Message from Editor

### 今、介護職員を採用するチャンス

総務・財政・広報委員／八尾園副園長 西浦 博

アメリカの金融危機は、世界的金融危機を引き起こし、大量の失業者を出すと共に、自動車大手ビックスリー（GM・クライスラー・フォード）の破綻回避のために、2社が政府の融資を受けることとなった。その影響で、日本の自動車産業も不況、株価の下落、円高、契約社員の解雇、就職内定の取消し、失業者の予想以上の増加等、暗いニュースが続いている。

しかし、福祉分野においては、「今が介護職員を採用するチャンス」と考える。「きついかもしれないが安定した職場」、「給料は安いかもしれないが必ず支給される職場」、「結婚がなかなかできないといわれているが、お互いに職場のことがわかり心の優しい人とめぐり会える職場」「交替勤務なので残業が少ない職場」などよいところも多くある。

より魅力ある職場づくりのために、働きやすい職場環境を目指し、改革も検討する必要がある。

#### ①職場の改善…施設介護の場の整備改善

- ・ ベッドを低く、特殊浴槽の設置、チェアーインバス、円形テーブル、バリアフリー化等の導入

#### ②人事考課制度の導入…人事考課に基づく給与支払（職員の活性化、働く意欲の向上）

#### ③就業規則の改善…育児休業、介護休業、有給休暇の取得促進

- ・ 例えば、有給休暇を1時間単位で取得
- ・ ジョブリターン制度の導入
- ・ 育児室の設置導入

#### ④資格取得者への助成、手当て及び昇給の導入

以上いくつかの案を上げたが、介護に応じた賃金と人事評価、職員が働きやすい職場環境整備がこれからの課題と思われる。

# 罪を犯した支援を要する障害者に、 救護施設は何ができるか

「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」（厚生労働科学研究）は、罪を犯した、または犯しやすい障害者の地域生活の自立促進をどう図るかをテーマに、平成18年度から平成20年度までの3か年計画で、矯正、更生保護、福祉の各分野の専門家の連携により取り組まれたもので、平成21年2月18日に全社協灘尾ホールにおいて研究成果発表会が開催されました。

刑務所に知的障害のある方が多く入所しており、司法施設がいわば福祉施設の役割を担っているともいえる状況にあることから研究課題となった社会的問題ですが、この研究をきっかけに、矯正施設や更生保護施設への社会福祉士の配置、社会福祉士等の資格を有する保護観察官の配置、PFI刑務所内の特化ユニット（精神障害や知的障害のある人の処遇を担当）の設置等、様々な改革が着手されています。

この研究事業の一環として行われた、救護施設における罪を犯した知的障害者の受け入れ状況と支援及びその課題に関する調査については、平成20年9月、全国救護施設研究協議大会の第2日目の講演で研究者のお一人である高橋勝彦氏（宮城県船形コロニー総合施設長）よりご講演をいただき、前号でその報告をいたしました。

本号では、その救護施設に関する調査結果の中から、実際に受け入れている（あるいは受け入れていた）施設の状況と、今後厚生労働省が展開しようとしている支援体制構築のための事業などについてご紹介いたします。なお、本号の「動向」でご報告している全国厚生労働関係部局長会議においても関連事項の説明があります。あわせてご確認ください。

## I. 「救護施設における罪を犯した知的障害者の受け入れに 関しての実態調査」より

- ◇調査対象者：救護施設においてこれまで受け入れた知的障害者で罪を犯した者
- ◇調査対象施設数：全国救護施設協議会加入施設182施設
- ◇調査回答施設数：119施設（回収率65.3%）
- ◇調査期間：平成19年10月1日～10月20日

### 【1. 受刑及び拘置経験のある人の施設での受け入れについて】

#### （1）救護施設への入所相談受付の有無と、相談後の受け入れについて

救護施設への入所相談を受けたことがあると回答した施設は51施設（42.8%）で、関東地区、近畿地区の施設が多い。

相談者は福祉事務所が一番多く、次いで病院、家族、保護司の順となっている。

相談を受けたことがあると回答した51施設の、5年間の相談件数合計は143件であり、その内の93名（65%）が実際に救護施設に入所している。

この93名のうち69名について、下記のような状況が報告されている。

#### 《男性が圧倒的に多い》

|    |     |     |
|----|-----|-----|
| 男性 | 61人 | 88% |
| 女性 | 8人  | 12% |

#### 《受け入れ時の年齢は、最年少20歳～最高齢86歳》

| 受け入れ時の年齢 | 人数  | 構成比   |
|----------|-----|-------|
| ～20      | 1人  | 1.45% |
| 21～30    | 6人  | 8.7%  |
| 31～40    | 11人 | 15.9% |
| 41～50    | 15人 | 21.7% |
| 51～60    | 21人 | 30.5% |
| 61～70    | 13人 | 18.9% |
| 71～      | 2人  | 2.9%  |

#### 《受け入れ期間は現状では、1～2年未満と比較的短期間》

| 期間   | 人数  | 構成比   |
|------|-----|-------|
| 1年未満 | 23人 | 33.3% |

|      |     |       |
|------|-----|-------|
| 2年未満 | 22人 | 31.9% |
| 3年未満 | 14人 | 20.3% |
| 4年未満 | 6人  | 8.7%  |
| 5年未満 | 4人  | 5.8%  |

《救護施設受け入れ前にいた施設は刑務所、警察署、拘置所の順に多い》

| 施設       | 人数  | 構成比    |
|----------|-----|--------|
| 刑務所      | 24人 | 34.8%  |
| 警察署      | 10人 | 14.5%  |
| 拘置所      | 9人  | 13.1%  |
| 留置所      | 3人  | 4.35%  |
| 少年院      | 1人  | 1.45%  |
| 医療刑務所    | 1人  | 1.45%  |
| 少年鑑別所    | 1人  | 1.45%  |
| 更生保護施設   | 2人  | 2.90%  |
| 婦人相談所    | 1人  | 1.45%  |
| 児童自立支援施設 | 1人  | 1.45%  |
| 精神科病院    | 2人  | 2.90%  |
| 不明       | 14人 | 20.30% |

《罪名で一番多いのは「窃盗」である》

| 罪名      | 人数  | 構成比   |
|---------|-----|-------|
| 窃盗      | 27人 | 33.7% |
| 殺(害)人   | 5人  | 6.3%  |
| 器物破損    | 5人  | 6.3%  |
| 無銭飲食    | 5人  | 6.3%  |
| 傷害      | 3人  | 3.8%  |
| 放火      | 3人  | 3.8%  |
| 暴行      | 3人  | 3.8%  |
| 殺人未遂    | 3人  | 3.8%  |
| 薬物(覚醒剤) | 3人  | 3.8%  |
| 住居侵入    | 3人  | 3.8%  |
| 婦女暴行    | 1人  | 1.2%  |
| 銃刀法違反   | 1人  | 1.2%  |
| 虞犯      | 1人  | 1.2%  |
| 強盗致傷罪   | 1人  | 1.2%  |
| 恐喝未遂    | 1人  | 1.2%  |
| 売春      | 1人  | 1.2%  |
| 詐欺      | 1人  | 1.2%  |
| 空き巣     | 1人  | 1.2%  |
| その他     | 4人  | 5.0%  |
| 不明      | 6人  | 7.5%  |

(複数回答あり)

《刑期の期間は6か月以下が最も多い》

| 期間        | 人数  | 構成比   |
|-----------|-----|-------|
| 6か月以下     | 14人 | 20.2% |
| ～1年未満     | 4人  | 5.8%  |
| 1年以上～2年未満 | 5人  | 7.2%  |
| 2年以上～3年未満 | 3人  | 4.3%  |
| 3年以上～4年未満 | 1人  | 1.5%  |
| 4年以上～5年未満 | 2人  | 2.9%  |
| 5年以上～6年未満 | 1人  | 1.5%  |
| 6年以上～7年未満 | 3人  | 4.3%  |
| 7年以上～8年未満 | 1人  | 1.5%  |
| 10年以上～    | 1人  | 1.5%  |
| 書類送検      | 1人  | 1.5%  |
| 不明        | 33人 | 47.8% |

《仮釈放での受け入れは1名、満期釈放での受け入れは31名》

|      |     |       |
|------|-----|-------|
| 仮釈放  | 1人  | 1.5%  |
| 満期釈放 | 31人 | 44.9% |
| 不明   | 37人 | 53.6% |

《現在の状況は、引き続き救護施設を利用中が半数以上》

| 現在の状況        | 人数  | 構成比   |
|--------------|-----|-------|
| 受け入れ先の施設を利用中 | 39人 | 56.5% |
| アパート・自宅・GH等  | 8人  | 11.6% |
| 法人内の施設を利用中   | 1人  | 1.45% |
| 他法人の施設を利用中   | 4人  | 5.8%  |
| 入院中(精神科等)    | 4人  | 5.8%  |
| 死亡           | 1人  | 1.45% |
| 再犯           | 2人  | 2.9%  |
| 不明           | 7人  | 10.2% |
| その他          | 3人  | 4.3%  |

《受け入れ後の支援方針、支援プログラムなど》

- ・福祉事務所で把握していることは全て知らせてもらい、直接処遇職員を集めて協議し、支援計画を立てる。
- ・施設職員に保護司がおり、その職員が担当保護司となり処遇に関わっている。
- ・支援ネットワークを作っている。
- ・訪問看護による精神状態の確認。
- ・経歴にこだわるのではなく、現在のパーソナリティによって支援プログラムを検討した。

- ・アルコール依存症の方については、医師や心理スーパーバイザーのスーパービジョンを受け、また約束を守れる力のある人ならばこれまでの反省もしつつ、施設のルールの中で生活していただく。
- ・刑務所との連携、指導を依頼。など。

#### 《受け入れ後に困難な課題となったこと》

- ・年齢が若く、他の利用者との関係が難しい。
- ・退所に向けて他法施設での受け入れを検討するが、受け入れ先が少なく長期入所となってしまう。
- ・多重債務の処理、自己破産手続き。
- ・盗癖のある方は集団生活の継続が難しい。
- ・過去に罪を犯したことがあるかどうかについて職員に周知徹底するとともに、罪を償っていることを特別視することの無いように指導して受け入れている。入所後は利用者及び職員間のトラブルも無く特に困難となる事項は見うけられない。など。

#### 《今後受け入れやすくするために必要なこと》

- ・本人に適した他法施設への速やかな変更ができるようなシステム。
- ・生活施設と矯正施設の機能を併せ持ち、職員も公的資格と権限がないと受け入れが困難と思える。
- ・救護施設で受け入れるには諸問題が多く、難しいと考える。入所時に保護観察中であっても、保護観察が終われば保護司の指導等もなくなってしまう。その後の支援に不安がある。
- ・出所までの期間が短い状況で本人の情報も十分に得られないまま受け入れというのでは無理が生じる。過去の経緯から家族の理解も得られないことが多く、施設の負担も大きくなる。
- ・犯罪歴で左右されることなく、その人の現在の状況で判断をしてきている。制度上の障壁によって入所を見送ったケースはないので、特に知的障害者に限った対策の必要性は感じない。
- ・職員の意識が問題となる。
- ・法務省と厚生労働省の連携を密にする必要がある。など。

#### 《今回の研究についての意見・感想等》

- ・今後ますます累犯の人の入所相談、入所ケースが増えてくると思われる。関係機関とのネットワーク作りが必要と思われる。
- ・救護施設としての特性から、様々な罪を犯し医療保護入院となった精神障害者の入所が多い。ここ数年は増加傾向にある。
- ・罪を犯す恐れのある方々の社会的自立は大変難しい問題だと思う。検討すべき課題は多々あると思うが、プライバシー保護を守ったうえで情報共有は必要だと考える。
- ・救護施設として、条件があればセーフティネットの役割を担い受け入れをしている。入所後は社会的自立を目指して支援をしている。地域社会に移行した際に同じ過ちを繰り返すことがないように、支援ネットワークの構築を検討している。
- ・救護施設に「更生機能」を期待するならば、専門職は必置である。自傷他害の恐れのある人は対応困難と考える。
- ・救護施設で受け入れる際にも、その前段階として専門の支援機関で経過してもらい、施設が本人に適しているかを見極めてから受け入れることができると思っている。そのような専門機関の発展を期待したい。
- ・社会的な問題を多くの方が知らない、もしくは情報が無い状態でこのような研究を行い、関係機関や支援者に現状を明らかにしてただけることは意義深いものと考えている。現にNPO等では刑余者の受け入れを行っている団体が多数ある中で、まだまだ救護施設は遅れていると思う。そのために問題点及び改善点を明らかにしてもらえると幸いである。
- ・知的障害者より精神障害者の触法者の受け入れが急増している。今後は司法との連携が不可欠と思う。
- ・受け入れにあたっては福祉事務所の処遇方針等が重要になると思われる。など。

## II. 厚生労働省の地域における支援体制構築のための取り組み

平成18年度法務省特別調査によると、親族等の受け入れ先がない満期釈放者は約7,200人で、その内高齢または障害により自立が困難なものは約1,000人である。65歳以上の満期釈放者が5年以内に刑務所に再入所する率は70%前後と高率である。調査対象の受刑者

7,024人のうち、知的障害者または知的障害が疑われるものは410名であり、犯罪の動機が「困窮・生活苦」であった者が36.8%にのぼる。

刑務所出所後に、円滑に福祉サービス（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）につなぐ仕組みがないことから、早期に再犯にいたるリスクが高く、その対策が急務となっている。

厚生労働省は地域での支援体制の構築を目的に、21年度の新規事業として「地域生活定着支援センター（仮称）」を創設する。全都道府県への設置を目指す。全国に先駆けて平成21年1月、長崎県においてモデル的に設置がされたところである。

地域生活定着支援センター（仮称）は、保護観察所と連携して、次のような役割を担うことが想定されている。

①刑務所所在地において果たす役割

- ・刑務所からの連絡を受けて、保護観察所と共に刑務所内で受刑者と面接し、出所後に必要となる福祉サービスを把握する。
- ・帰住予定地が他県である場合、他県の地域生活

定着支援センター（仮称）に連絡し、対応を依頼。県内である場合は、障害者手帳の発給など必要となる福祉サービスの申請の事前準備を支援するとともに、グループホームや社会福祉施設など受け入れ先を探す。

- ・保護観察所、地域生活定着支援センター（仮称）、受け入れ先関係機関による会議を開催し、出所予定者の出所後の生活について検討する。

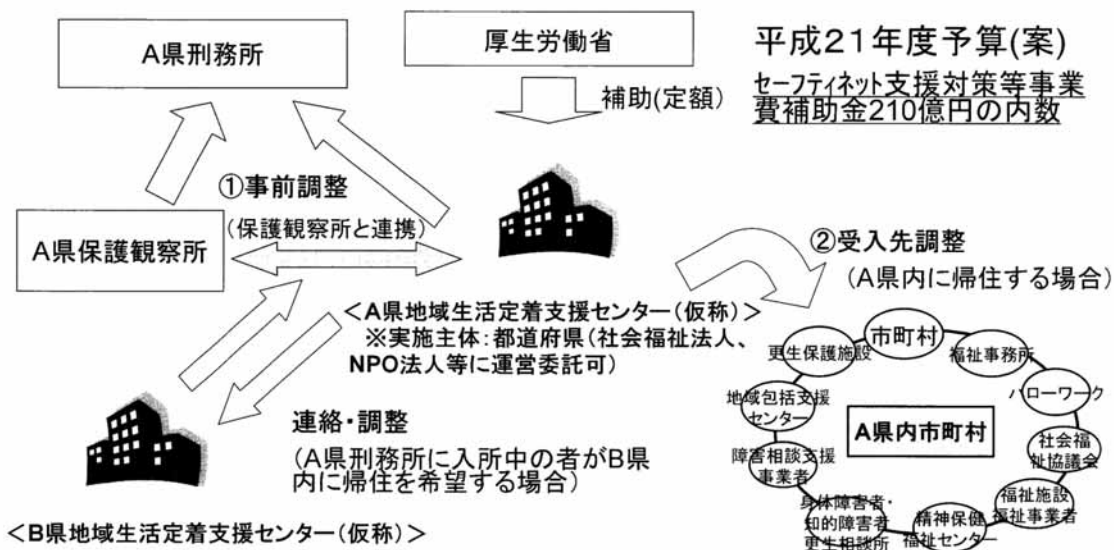
②帰住予定地において果たす役割

- ・他県の地域生活定着支援センター（仮称）から県内に帰住予定の出所予定者がいる旨の連絡が入った場合は、福祉サービスの申請の事前準備を支援する。
- ・保護観察所、地域生活定着支援センター（仮称）、受け入れ先関係機関による会議を開催し、出所予定者の出所後の生活について検討する。

刑余者の受け入れがある救護施設は、今後このようなセンターとの連携も視野にいれることが必要となる。

地域生活定着支援センター（仮称）について

出所後直ちに福祉サービス（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）につなげるための準備を、各都道府県の保護観察所と協働して進めるため、地域生活定着支援センター（仮称）を、都道府県の圏域ごとに1か所、設置する。地域生活定着支援センター（仮称）は、保護観察所と連携して、①出所後に必要な福祉サービス等のニーズ把握、帰住予定地の地域生活定着支援センター（仮称）との連絡等の事前調整を行う、刑事施設所在地において果たす役割と、②出所予定者の福祉サービス利用の受入先調整を行う、帰住予定地において果たす役割の2つの役割を併せ持つ。





**【事業概要】**

**① 刑務所所在地において果たす役割**

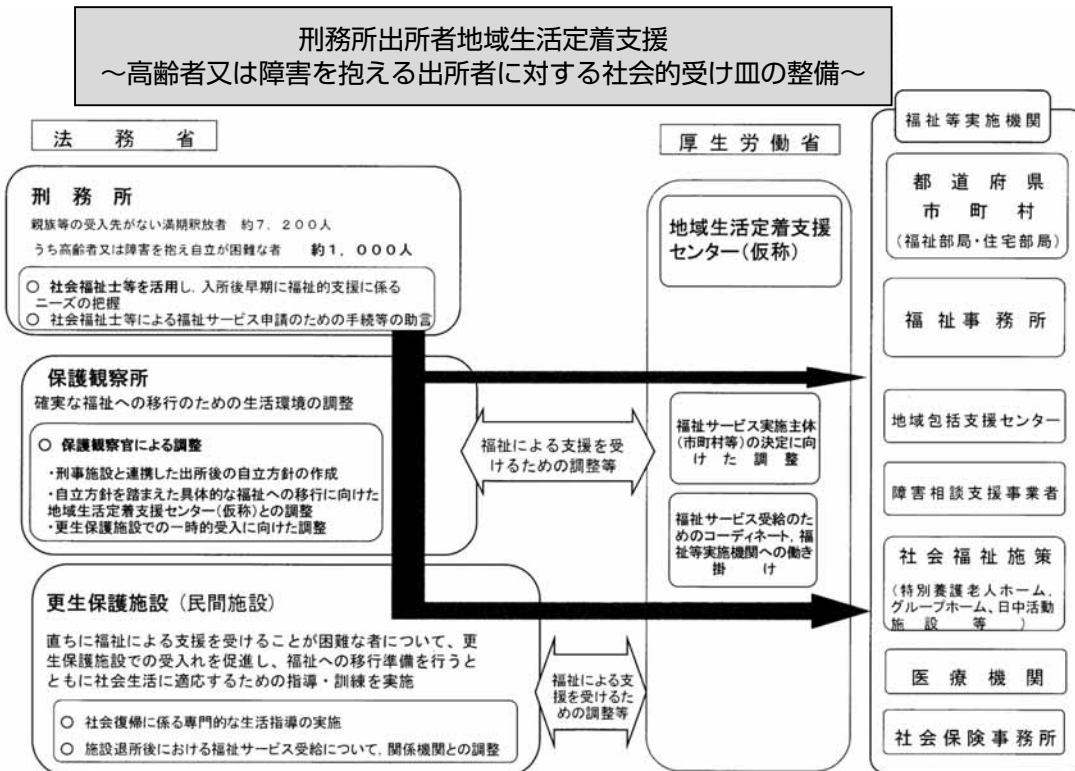
- ・ 刑務所からの連絡を受けて、保護観察所と共に刑務所内で受刑者と面接し、出所後に必要となる福祉サービスの聞き取りを行う。
- ・ 帰住予定地が他県である場合は、他県の地域生活定着支援センター(仮称)に連絡し、対応を依頼。
- ・ 帰住予定先が県内である場合は、障害者手帳の発給など必要となる福祉サービスの申請の事前準備を支援するとともに、グループホームや社会福祉施設など出所後の受入先を探す。
- ・ 保護観察所、地域生活定着支援センター(仮称)、受入先となる関係機関による会議を開催し、出所予定者の出所後の生活について検討する。

**② 帰住予定地において果たす役割**

- ・ 他県の地域生活定着支援センター(仮称)から県内に帰住予定の出所予定者がいる旨連絡が入った場合は、福祉サービスの申請の事前準備を支援する。
- ・ 保護観察所、地域生活定着支援センター(仮称)、受入先となる関係機関による会議を開催し、出所予定者の出所後の生活について検討する。

**「地域生活定着支援センター(仮称)」の平成21年度予算案の概要(新規)**

- 予算案: セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数
  - 実施主体: 都道府県(社会福祉法人、NPO法人等に運営委託可)
  - か所数: 都道府県に各1か所、全47か所
  - 補助率: 定額(10/10相当)
  - 1か所当たり事業費: 1300万円(初年度実施、9か月分の所要額)
- (内訳)
- ① 体制費
    - ・ 人件費(4名) …… 社会福祉士などを配置
  - ② 活動事務費
    - ・ 活動旅費、機器等借料、通信運搬費、消耗品費、関係機関打合わせ会議経費





動向  
Trend

Related Information  
of System Reform

# 制度改革 関係情報

## 平成21年度予算案の概要

平成20年12月24日、平成21年度厚生労働省予算案が示された。一般会計の総額は25兆1,563億円（うち社会保障関係24兆6,522億円）〔対前年度予算比3兆346億円増（伸率13.7%）〕となっている。

以下、社会・援護局保護課、その他関連事項の概要をお伝えする。

### 【社会・援護局（社会）関係】

当初予算額2兆1,667億円で、前年度対比913億円増（伸率4.4%）となっている。

#### 1. 生活保護制度の適正な実施 〈生活保護費 2兆883億円〉

保護費負担金は2兆585億円である。母子加算は平成21年4月から廃止される。生活保護受給者の自立支援について、各自治体における自立支援プログラムによる支援を着実に推進するとともに、就労意欲が低いなど就労に向けた課題を多く抱える者に対して、就労意欲を喚起するため下記のような支援等を新たに実施する。なお、保護施設事務費等負担金は276億円が計上されており、保護施設等施設整備費については、社会福祉施設等施設整備費補助金100億円の内数としている。

##### (1) 就労意欲喚起等支援事業（新規）〈セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数〉

就労意欲や生活能力が低いなどの就労に向けた課題をより多く抱える生活保護受給者に対して、

- ① 就労意欲の喚起、生活能力の向上により、福祉事務所とハローワークの連携による生活保護受給者等就労支援事業等既存の就労支援策へスムーズにつなげるための支援
- ② 既存の施策による就労支援が難しい者に対する就労意欲の喚起から、職業訓練、職業紹介、就職活動、離職防止までのトータルな支援を、民間職業紹介事業者、NPO法人等に委託して実施し、既存の就労支援策と併せて就労支援策の更なる充実を図る。

##### (2) 就労支援専門員に対する研修の実施（新規）〈4百万円〉

各自治体において就労支援に携わる者（就労支援専門員）に対し、対人援助技術の取得、支援事例の紹介等を内容とする全国研修会を実施することによって、資質の向上を図る。

##### (3) ハローワークとの連携（生活保護受給者等就労支援事業）

- ・ハローワークにおける生活保護受給者のための就労支援ナビゲーターの配置（315人→334人）〈1,145百万円 職業安定局で計上〉
- ・生活保護受給者向けの公共職業訓練の実施〈455百万円 職業能力開発局で計上〉

#### 2. ホームレス自立支援の推進〈セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数〉

ホームレスの自立支援を推進するため、生活相談・指導、職業相談、健康診断等を行う自立支援事業や総合相談推進事業等を実施する。

また、自立支援センター設置の際には、民間賃貸住宅等の空き住戸などを活用するなど、ホームレスの社会復帰が円滑に行われるよう支援する。

#### 3. 刑務所出所者等の地域生活定着支援（新規）〈セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数〉

刑務所入所中から、出所後ただちに福祉サービス（障

害福祉手帳の発給、年金受給など）につなげるための準備を、各都道府県の保護観察所と協働して行うため、「地域生活定着支援センター」（仮称）を都道府県の圏域ごとに1か所設置し、福祉的な支援を必要とする刑務所出所者等の社会復帰を支援する。

## （全国厚生労働関係部局長会議 開催される）

平成21年1月21日、全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）が開催された。以下、関連事項の概要をご報告する。

### 1. 生活保護制度について （保護課、自立推進・指導監査室）

現下の厳しい雇用失業情勢の中、本年度の生活保護の動向も大きく変動している。平成20年10月分の福祉行政報告例によれば、被保護実人員は約159万人、被保護世帯数は約115万世帯、保護率は12.5%となっている。同月の保護開始人員は約2万7千人（対前年同月伸び率11.7%）で、9ヶ月連続でプラスとなっている。

各関係機関等において様々な就労支援施策が講じられているところである。例えばハローワークにおいて、社員寮等の退去を余儀なくされた方々への住宅確保のための相談支援、雇用促進住宅の入居あっせん、解雇等による住宅喪失者に対する就労安定資金融資（住宅入居初期費用〔最高50万円〕、家賃補助費〔月額上限6万円 最長6月〕、生活・就職活動費〔月額上限15万円（世帯）、最長6月〕等）を実施している。この他、住宅政策部局における特別な対応も実施されるなど、職を失い生活に困窮する方の生活の安定が図られるよう、様々な施策が講じられている。

今後も生活に困窮する者が増加することが見込まれることから、各都道府県及び実施機関にあっては、生活保護の相談窓口を訪れる相談者の事情や要望に応じて、以上のような施策の概略も含めて、懇切丁寧な情報提供と支援を行っていただきたい。

#### (1) 生活保護基準の見直し

##### ① 生活扶助基準の見直し及び改定について

生活扶助基準については、平成19年度に全国消

費実態調査の結果をもとに専門家による検証を行った結果、現行基準は一般の低所得世帯の消費実態と比べて高いという結果が得られ、消費の実態に適合したものとするように見直すべく検討を行ったが、原油価格の高騰が消費に与える影響を見極めるため、平成20年度は据え置きとし、平成21年度予算編成過程で適切に対処することとしたところである。

その後の物価、家計消費の動向を見ると、昨年2月以降の生活関連物資を中心とした物価上昇は国民の家計に大きな影響を与えており、また、100年に1度と言われる昨年9月以降の世界的な金融危機は実体経済へ深刻な影響を及ぼしており、国民の将来不安が高まっている状況にあると考えられる。

このような社会経済情勢に鑑み、平成21年度は、昨年度に引き続き生活扶助基準の見直しを行わないこととし、据え置くこととした。

#### (2) 自立支援の充実・強化

平成19年度末現在の自立支援プログラムの策定状況は、下表のとおりであり、各自治体の取組みは着実に進んでいる。一方、被保護者の抱える課題は多様化しており、各自治体においては、更に幅広い自立支援プログラムの策定・実施に取り組まれない。

今年度中にすべての自治体において債務整理等に関するプログラムの策定をお願いしているところであり、まだ策定していない自治体におかれては、早急に整備するようお願いする。

### 【自立支援プログラム策定状況】

（単位：プログラム）

|                     | 20年3月末         | 19年3月末 | 増加数  |
|---------------------|----------------|--------|------|
| 経済的自立に関する自立支援プログラム  | 1,360<br>(834) | 860    | +500 |
| 日常生活自立に関する自立支援プログラム | 1,269<br>(578) | 1,047  | +222 |
| 社会生活自立に関する自立支援プログラム | 240<br>(173)   | 212    | +28  |
| 合計                  | 2,869          | 2,119  | +750 |

（20年3月末欄の（ ）は策定自治体数(868自治体中)）



## 2. ホームレス対策について（地域福祉課）

### (1) 平成21年度のホームレス対策事業について

平成21年度においても引き続き、総合相談事業や生活相談・指導、職業相談、健康診断等を行う自立支援事業等を実施することとしているので、社会福祉法人、NPO等の民間団体との連携、協力の下での事業の推進を図りたい。

なお、現下の厳しい経済情勢や雇用情勢を踏まえると、今後、ホームレスやホームレスとなるおそれのある者が増加することも考えられることから、各自治体におけるホームレス数等について常に状況把握できるように努められたい。また、ホームレス対策事業に取り組まれてきた自治体はもとより、ホームレス数が少ない等の理由から事業を実施していない自治体においても、積極的にホームレス対策に取り組まれるようご検討をお願いしたい。

### (2) ホームレス自立支援事業について

ホームレス自立支援事業（自立支援センター事業）については、必要な土地の確保が困難であること、ホームレス数が少ないこと等の理由により、新たな施設の設置が困難である場合等に既存の公共施設や民間賃貸住宅等を活用した自立支援センターの設置を可能としたところであるので、地域の実情を踏まえ、積極的な事業の実施を検討されたい。

### (3) ホームレスの実態に関する全国調査について

ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）については、平成21年度予算案においても、当該調査に係る経費を確保したところであるので、ご協力をお願いしたい。

なお、平成15年度調査と平成20年度調査のホームレス数を比較すると、ホームレス対策を実施している自治体と実施していない自治体では、その減少率に大きな差がある（実施自治体：40%減、未実施自治体：15%減）ことが確認されている。ホームレス対策を実施していない自治体においては、事業の実施を積極的に検討されたい。

## 3. 刑務所出所者等の地域生活定着支援について（総務課）

### (1) 「地域生活定着支援センター（仮称）」の設置（新規補助事業）

刑務所出所者等のうち、知的な障害などがある者については、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、適切な支援が受けられないために出所後の行き場が定まらない者が多く、こうした者は、刑務所出所直後において、自立した生活を送ることが困難であるため、再犯を繰り返すことが多いと指摘されている。

このような状況にあることから、福祉的な支援を必要とする刑務所出所者等（高齢者・障害者中心）について、司法と福祉が連携して、刑務所入所中から、帰住地において受刑者が出所後ただちに福祉サービスにつなげるための準備を行うことにより、刑務所出所者等の社会復帰を支援し、もって再犯防止対策に資する施策を推進する。

事業の実施主体は都道府県、補助率は定額（10/10相当）である。刑務所所在地及び刑務所出所者の帰住地は全国に分布するため、地域生活定着支援センター（仮称）が役割を果たすためには、各都道府県に設置し、全国的なネットワークを築き、対応する必要があると考えており、各都道府県におかれては事業の実施についてご検討いただき、是非ともご協力をお願いしたい。

### 「地域生活定着支援センター（仮称）」の平成21年度予算案の概要（新規）

- 予算案：セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数
- 実施主体：都道府県（社会福祉法人やNPO法人等に運営委託可）
- か所数：都道府県に各1か所、全47か所
- 補助率：定額（10/10相当）
- 1か所あたり事業費：1300万円（初年度7月実施、9ヶ月分の所要額）  
（内訳）
- ①体制費 人件費（4名）…社会福祉士などを配置

②活動事務費 活動旅費、機器等借料、通信運搬費、消耗品費、関係機関打合せ会議経費

(参考)「法務省」における取り組み(平成21年度予算案)

- ① 刑務所入所中から、福祉の支援が必要な者の選定とニーズの把握、福祉サービス等申請手続きの援助などを行うため、刑務所に社会福祉士等の配置を促進する。(約2.1億円)
- ② 保護観察所に調整担当の保護観察官を配置し、福祉的な支援を必要とする刑務所入所者の円滑な福祉への移行及び再犯の防止を目的として、刑務所、地域生活定着支援センター(仮称)及び福祉等実施機関との連携・連絡調整を実施する。(約0.1億円)
- ③ 直ちに福祉による支援を受けることが困難な者について、更生保護施設での受け入れを促進し、同施設に福祉スタッフを配置して、福祉への移行準備を行うとともに社会生活に適應するための指導・訓練を実施する。(約8.8億円)

## 社会・援護局関係主管課長会議、生活保護関係全国係長会議開催される

厚労省は、3月2日に社会・援護局関係主管課長会議を、3月3日に生活保護関係全国係長会議を開催した。両会議において説明された重点事項から関連部分の概要をご報告する。(前述全国厚生労働関係部局長会議の説明と重複する部分は省略)

### 1. 漏給防止・濫給防止対策の推進等

#### (1) ホームレスに対する保護の適用について

平成15年7月31日に告示された「ホームレスの自立の支援に関する基本方針」が見直され、「ホームレスの自立の支援に関する基本方針」(平成20年7月31日厚生労働省・国土交通省告示第1号)が新たに告示されたところであるが、同基本方針においてホームレスに対する生活保護の適用については、従前のおりで特段の変更はないものである。

これまで同様、ホームレスについても、法の原則に従い、資産、能力その他の諸施策等あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活が維持できない者に対して、自立に向けて必要な保護を実施することとしている。

- ① ホームレスに対して生活保護を適用するにあたっては、当該ホームレスの状況に応じた保護を行うため、まず当該ホームレスがどのような問題(身体的・精神的状況のほか、日常生活管理能力、金銭管理能力、稼働能力等)を抱えているのか十分に把握すること。特に、保護を適用する際に、居宅生活が適当であるのか、なんらかの援助が必要であるため保護施設等への入所が適当であるのか、自立支援センターへの入所が適当であるのかを判断するために、別冊問答等で示した視点を参考にアセスメントを十分に行うこと。
- ② ①により把握されたホームレスの状況や利用し得る地域の社会資源の状況等を総合的に勘案して、ケース診断会議において、保護の要否を判断し、保護を要する場合には保護の方法を検討し、援助方針を策定すること。
- ③ 直ちに居宅生活を送ることが困難であると判断された者については、保護施設や社会福祉法第2条第3項第8号に規定する無料定額宿泊事業を行う施設等において保護を行うが、ホームレスの状況によっては、養護老人ホームや障害者支援施設等への入所を検討すること。
- ④ 直ちに居宅生活ができると認められた者については、公営住宅等を活用することにより居宅において保護を行うこと。また、保護開始時に居宅生活ができると認められた者であって、公営住宅への入居ができず、住宅を確保するため敷金等を必要とする場合は、保護の実施要領局長通知第7の4の(1)キにより取り扱うこと。  
なお、この場合、敷金等が支給できるのは、居宅生活ができると認められた者に限られるものであることに留意されたい。また、「居宅生活ができると認められる者」の判断方法については、保護の実施要領課長通知第7の間78、及び別冊問答を参照されたい。
- ⑤ 保護の相談時において、就労意欲と能力はあるものの失業状態にあつて、各種就労対策を実施し

ても就労が困難であると判断される者については、自立支援センターへの入所を検討すること。

この場合、入所中の生活は自立支援センターで保障されていることから、医療扶助を除き基本的には生活保護の適用の必要はないものである。ただし、自立支援センターへの入所が適当と認められる者であっても、本人から保護申請の意思が表明された場合には、保護の申請を受理した上で、上記①及び②の手順に従い検討を行うこと。

また、保護を適用せずに自立支援センターへ入所した場合であっても、結果的に就労による自立に結びつかず、自立支援センターを退所するに至った者については、退所の時点で改めて保護申請の意思を確認し、保護の要否を判断し、必要な保護を行うこと。

## 2. 保護施設の運営及び整備について

### (1) 保護施設通所事業等への取り組み

被保護世帯の抱える問題が多様となる中、保護施設については従来より、

- ・退院促進等の受け皿として居宅での生活が困難な精神障害者を受け入れる
- ・障害別に機能分化された施設には適応しない重複障害者を受け入れる

などの役割を担ってきているほか、最近では、

- ・社会生活に適應できないため、地域での生活が難しく、施設に入所せざるを得ない者（ホームレス、アルコール・薬物依存、DV被害者等）の受け皿としても活用されているところである。

また、「生活保護制度のあり方に関する専門委員会報告」（平成16年12月）においては、「生活支援のみならず、自立支援の観点から入所者の地域生活への移行の支援や居宅生活を送る被保護者に対する生活訓練の場として、保護施設を活用することを検討すべき」旨の指摘がなされている。

現在、保護施設入所者の地域生活への移行支援のための施策は、入所中に行われる「居宅生活訓練事業」に始まり、在宅生活移行後の「通所事業」につながり、在宅生活が一時的に困難に陥った場合には「ショートステイ事業」を活用するという

事業体系となっているところである。については、専門委員会報告にて指摘されている地域生活への移行を支援するという役割を担いつつ、保護施設の自立支援機能を充実・強化させていくためにも、これらの事業に積極的に取り組むよう管内保護施設への働きかけを行われたい。

### 【平成20年度における実施施設数】

|              | 実施施設数 | 対象施設数 | 実施率   |
|--------------|-------|-------|-------|
| 保護施設通所事業     | 37施設  | 207施設 | 17.9% |
| 救護施設居宅生活訓練事業 | 21施設  | 188施設 | 11.2% |

※ 救護施設居宅生活者ショートステイ事業の実施自治体数は1自治体

### 【参考】

#### 保護施設通所事業

##### （目的）

精神疾患に係る患者等の社会的入院の解消を図り、被保護者が居宅で継続して自立した生活を送れるよう支援するため、保護施設退所者等を保護施設に通所させて指導訓練を実施し、又は職員が居宅等へ訪問して生活指導等を実施する。

##### （参照通知）

保護施設通所事業の実施について（平成14年3月29日社援発第0329030号厚生労働省社会・援護局長通知 別添「保護施設通所事業実施要綱」）

#### 救護施設居宅生活訓練事業

##### （目的）

救護施設に入所している被保護者が円滑に居宅生活に移行できるようにするため、施設において居宅生活に向けた生活訓練を行うとともに、訓練用住居（アパート、借家等）を確保し、より居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行うことにより、居宅生活への移行を支援する。

(参照通知)

社会福祉施設における施設機能強化推進費の取扱いについて（昭和62年7月16日社施第90号 厚生省社会局通知 別添「施設機能強化推進費実施要綱」）

救護施設居宅生活者ショートステイ事業

(目的)

一時的に精神状態が不安定となる居宅で生活する被保護者に対し、救護施設を短期間利用させることにより、精神状態を安定させ、居宅生活の継続を支援する。

(参照通知)

セーフティネット支援対策等事業の実施について（平成17年3月31日社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知 自立支援プログラム策定実施事業実施要綱）

## (2) 保護施設入所者に係る援助方針の策定

平成20年度の保護の実施要領の改正において、援助方針の策定に関する規定が新たに設けられた。保護施設入所者の援助方針の策定にあたっては、当該保護施設との連絡調整を密にし、施設による個別援助計画等を参考とするなど、入所者個々の状況を十分に把握したうえで、保護施設入所者の自立支援を図る観点から行うよう努められたい。

なお、その際には、当該保護施設への入所の適否についても検討のうえ、居宅生活への移行や他法の専門的施設での受け入れが可能な者については、これを優先することとし、関係部局との調整のうえ、必要に応じ措置の見直しを行われたい。

## (3) 保護施設の整備について

平成21年度の社会福祉施設等整備費補助金の協議に係る留意事項については、「平成21年度社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について」（平成21年2月13日社援発第0213001号厚生労働省社会・援護局長通知）により、既に通知しているところであるが、保護施設入所者の態様は当該自治体における他法施設の整備状況等によって異なることから、保護施設の創設に当たっ

ては、各地域における保護施設に対する需要やその役割を検討した上で必要な整備について協議されたい。

また、施設の耐震化を促進する等、施設入所者等の安全性を確保する観点から、整備後相当の年数を経過した施設については、老朽度等を勘案したうえで、施設の改築、大規模修繕等を検討されたい。

## 3. 平成21年度における保護施設に対する指導監査について

### (1) 入所者の自立支援に重点をおいた指導監査の実施

保護施設入所者に対する適切な処遇が行われるため、施設の最低基準が確保されていることはもとより、

- ① 入所者の意向を尊重した上で適切な処遇計画が策定されているかどうか
- ② 居宅生活への移行や他法の専門的施設での受け入れについて検討されているかどうか
- ③ 実施機関や家族との連携が図られているかどうか
- ④ 処遇計画について適宜必要な見直しが行われているかどうか

に重点をおいた指導監査を実施することにより、入所者の自立支援に向けた取り組みが一層推進されるように指導すること。

### (2) 施設運営の適正実施の確保

入所者処遇を図るための必要な職員の確保のほか、適正な会計事務処理及び内部牽制体制の確立、衛生管理や感染症対策の徹底、防災対策の充実強化等について指導すること。

なお、入所者からの預り金を管理している施設については、不祥事防止の観点からその適切な管理についても指導すること。

また、職員の処遇については、有用な人材の確保及びその定着化を図るため、適切な給与水準の確保、労働時間の短縮等労働条件の改善、研修等職員の資質向上、福利厚生等の士気高揚策の充実等について指導すること。



PICK UP

## 北陸中部地区救護施設協議会 中国四国地区救護施設協議会

各地区救護施設協議会が、協議会や地区内施設の取り組みをご紹介します。他地区や他施設の取り組みを参考にしていただけると幸いです。今回は、北陸中部地区、中国四国地区からのご報告です。

Hokuriku  
Tyubu

### 地域に根ざした福祉事業をめざして

八尾園 副園長  
西浦 博

以前、当施設は富山県老人福祉施設協議会に加入しており、老人関係施設と合同で新任職員、介護職員、事務職員、経営者等が研修会に参加していました。しかしながら、老人関係施設との制度上の隔たりが見られるようになり、思案の結果、研修と親睦の場の設置を目的に北陸三県の救護施設に呼びかけを行い、平成5年11月30日、北陸三県救護施設連絡協議会設立準備会を開き、連絡協議会の設立および下記規約を決定しました。以降毎年研修会等を開催しています。

#### 〈北陸三県救護施設連絡協議会規約〉

(組織)

本会は、福井県、石川県、富山県の救護施設5施設で組織する。

(目的)

本会は、社会福祉の精神に基づき入所者の処遇向上及び救護施設の健全な発展を図ることを目的とする。

(事業)

- ① 救護施設相互の連絡調整及び利用者の交流親睦を図る。
- ② 救護施設向上についての調査研究。
- ③ 全国救護施設協議会及び北陸中部地区救護施設協議会のほか、公私社会福祉施設諸機関、団体との連絡協議。
- ④ 救護施設職員の資質向上についての研修。
- ⑤ その他、本会の目的を達成するため必要な事項。

以下省略

#### 〈開催内容〉

利用者の親睦については、親善スポーツ大会（ソフトボール大会からソフトバレーボール大会に移行）と運動会がある。運動会の競技は、利用者の希望を聞き、競技種目等を選んでいる。スポーツ大会や運動会では、回を重ねるごとに利用者間でお互いに顔見知りとなり、昼食時やその他時間待ちなどで会話が弾み、次回の再会を楽しみにしている。



職員研修会



ソフトバレーボール大会



また、職員研修会では、全国救護施設協議会発刊の「救護施設の機能強化に向けての指針」や「地域生活支援関係事業ガイドブック」「救護施設個別支援計画書」をベースに、各分科会ごとに全国救護施設協議会及び北陸中部地区救護施設協議会での討議課題や施設独自の課題を募り討議している。最近の研修会は、グループ討議が中心で施設運営・管理、個別支援計画、保健衛生・給食管理等の分科会に分かれ職種ごとに討

議している。それを各施設内研修にてフィードバックする他、お互いの施設を訪問し施設経営、介護指導に役立てている。

特に、救護施設における地域生活自立支援推進事業については地域性があり、北陸三県救護施設で互いに現状と実施状況など意見交換し、地域に根ざした福祉サービス、自立支援を目標とし日々努力している。

## 1. 施設の沿革と概要

当初の施設は、国立公園「鳴門」の区域内、島田島の西南端に位置し、小鳴門海峡を隔てた島の中にあった。昭和2年、この地に鎮座の阿波井神社に参籠する精神障害者を治療、保護しようと、地元の有志らが呼びかけ、県の内外から寄せられた浄財を基に開設された「阿波井島保養院」（精神科病院）が、昭和27年6月、社会福祉法人に組織を変更、この法人の行う第一種社会福祉事業として救護部が委託され、これを同41年7月に県知事が施設定員50人として認可、これまでの阿波井島保養院救護部を救護施設小鳴門荘と改称し、独立・運営することとなった。

建物は、病院施設の一部（木造2階建）を改築使用していたが、昭和44年に厚生省（当時）より老朽施設の指定を受け、同45年7月、同一敷地内に施設を改築した。（写真1）



写真1：旧施設

## 2. 施設の移転新築と住民の反対運動

改築したものの、離島であるがゆえに、アクセスとしては法人直営の渡船が唯一の手段である。風光明媚で自然環境には恵まれた場所ではあるが、一方、生活環境面では、緊急車輛（消防車・救急車）が入れない。海に面しているため、台風時には床上浸水することも

何度かあり、日常の入所者支援及び災害時の対応等に苦慮する場面もあった。部屋も12畳の大部屋に6人という住環境で、プライバシーの確保等は程遠いものであった。平成16年11月、この建物も建築後37年が経過し、老朽化が著しくなったことから、前述の不便さを解消すべく、場所を替えて新築移転することを決定し、住宅地に隣接した遊休地を求めた。

ところが、全く想定外の出来事であったが、地域住民から施設建設についての反対運動が起こり、当初の計画が大幅に遅れる事態となった。地域性もあり、精神障害者を容易に受け入れない根強い差別・偏見が残っていることが原因である。地域住民と2年間にわたり十数回の話し合いの場をもち、どうにか理解を得ることができ、平成20年5月ようやく竣工の運びとなった。（写真2）

規模などは、次のとおりである。

|      |                 |
|------|-----------------|
| 敷地面積 | 3,347.46㎡       |
| 構造   | 鉄骨造2階建          |
| 延床面積 | 2,482.28㎡       |
| 定員   | 60人（個室12／2人室24） |



写真2：新施設

## 3. 地域交流と今後の取り組み

地元小学校通学路の清掃を児童とともに始めたのが27年前のことである。そのことが契機となり、今では

近隣の幼稚園・小学校及び中学校とも各種行事の度に行き来し、相互理解を深めている。(写真3)

また、地区社協・老人会・婦人会、カラオケクラブ等の方々にも訪問いただくようになり、更に地域と入所者との交流の輪が広がっている。

しかし、偏見、差別の影が完全に消えたわけではない。解決を待つ姿勢から、障害者自らが積極的に社会に参加し、活動を通じて障害への理解を深めていただく機会と環境づくりに向けて実践を積み重ねていかねばならない。そのためには、地域共存の福祉施設として、地域のあらゆる人々や資源と連携を図りながら、施設の機能やノウハウを地域に開放し、「共にくらす」という喜びを実感することができる施設づくりに研鑽を重ねていかなければならないと考えている。



写真3：小・中学生との餅つき交流

## 《平成21年度 全国救護施設協議会関係の大会・研修会のご案内》

◎ 第34回全国救護施設研究協議大会

平成21年10月1日(木)～2日(金)／於：岡山県岡山市

◎ 救護施設経営者・施設長会議

平成21年4月27日(月)～28日(火)／於：全社協会議室

◎ 救護施設個別支援計画研修会

平成21年11月4日(水)～6日(金)／於：全社協会議室

◎ 救護施設福祉サービス研修会

平成21年12月3日(木)～4日(金)／於：全社協会議室



# ewsReport 2009

1  
Jan

2  
Feb

3  
Mar

4  
Apr

5  
May

6  
Jun

7  
Jul

8  
Aug

9  
Sep

10  
Oct

11  
Nov

12  
Dec

## 活動日誌 (平成21年1月～3月)

1月

1月16日(金)(第2回) 制度・予算対策委員会 (於: 全社協)

1月29日(木)(第3回) 救護施設の機能強化の実践に向けた特別委員会 (於: 全社協)

---

2月

2月12日(木)(第2回) 調査・研究・研修委員会 (於: 商工会館)

2月13日(金)(第3回) 制度・予算対策委員会 (於: 商工会館)

2月23日(月)(第2回) 総務・財政・広報委員会 (於: 全社協)

---

3月

3月 6日(金)(第4回) 理事会 (於: 全社協)

3月23日(月)(第1回) 「救護施設職員ハンドブック」改訂作業委員会 (於: 全社協)

---

